

「和水町情報メール」サービスを開始します

1月5日(月)から、役場各課からのお知らせや、観光・イベント情報などを、携帯電話やパソコンへ電子メールで配信を始めます。生活に役立つ情報をお知らせしますので、ぜひ、町民の皆さんのご登録をお願いします。
なお、電子メールを受信するには、あらかじめ登録が必要となります。

登録のしかた

- 1 携帯電話またはパソコンから、メールアドレスに「ngmtown@gw.ansin-anzen.jp」を直接入力するか、携帯電話で右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
- 2 空メール送信後に本登録用メールが受信されるので、メール本文中のURLをクリックすると、登録画面に移行します。
- 3 登録項目が表示されますので、必要事項にチェックを入れ、「入力内容確認」を押し、内容確認後に「登録」ボタンを押してください。
利用は無料ですが、受信にかかる通信(パケット)料金は利用者の負担となります。



配信内容

- 観光・イベント情報
- 観光地の情報
- 各種イベント情報
- 暮らし・生活情報
- 各課からのお知らせ
- 迷い犬などの情報
- 安全安心情報
- 不審者出没情報



問い合わせ先 本庁 企画課 情報管理係 ☎0968・86・5721



2015年農林業センサスを実施します！

農林水産省では、平成27年2月1日現在で、「2015年農林業センサス」を実施します。この調査は、統計法に基づき、国内の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査で、全国すべての農林業関係者が対象となっています。

1月中旬から、農林業を営んでいる皆さんのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

【調査の概要】

調査の目的	①国内の農林業の生産構造や就業構造、農山村の実態とその変化を明らかにする。 ②農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供する。
調査基準日	2月1日(日)
調査の対象	全国のすべての農林業関係者
調査の方法	事前に、調査員が調査票調査の対象になるか判断するために、聞き取り調査を行います。調査票調査の対象となる場合は調査票を配りますので、記入していただき、調査員へ提出してください。
調査結果の利用方法	①農林業政策の指針となる基本計画の策定 ②基本計画に基づく各種政策の企画・推進・評価

●「かたり調査」にご注意ください！●

農林業センサスを装った不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。調査員は、必ず調査員証を身に付けておりますので、ご確認の上、調査にご協力いただくようお願いします。
また、金品を請求したりすることはありません。
不審に思った際は、本庁企画課または最寄りの警察署へお知らせください。

● 秘密の保護について ●

ご回答いただいた内容は、統計の作成など、統計法で定められた目的以外に使用することはありません。
調査関係者が内容を他に漏らすことは厳しく禁じられており、秘密は保護されますので、ありのままの実態をご回答いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 本庁 企画課 企画係 ☎0968・86・5721

国民健康保険に加入されている70歳未満の皆さんへ

平成27年1月から、**高額療養費**が変わります！

※1 高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更されます。
ひと月を単位とした医療費の上限額が、これまでより小さく分けられ、所得に応じた負担軽減が行われるようになっていきます。

※70歳以上75歳未満の人は、変更ありません!!



平成26年12月まで			平成27年1月から		
区分	所得要件	自己負担限度額	区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位 所得者	基礎控除後の所得 600万円以上	150,000円+ (総医療費-500,000円) ×1% ※2 《多数回該当:83,400円》	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% 《多数回該当:140,100円》
			イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% 《多数回該当:93,000円》
B 一般 所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 《多数回該当:44,400円》	ウ	基礎控除後の所得 210万円超~ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 《多数回該当:44,400円》
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 《多数回該当:44,400円》
C 低所得者	住民税非課税世帯	35,400円 《多数回該当:24,600円》	オ	住民税非課税世帯	35,400円 《多数回該当:24,600円》

※1 高額療養費は、原則、同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金に対して支給されます。ただし、違う医療機関であっても、ひとつの世帯で、同じ月内に各医療機関に21,000円以上の自己負担額(支払い)が複数あった場合、それらを合算した額が限度額を超えた場合に限り、超えた分が支給されます。
※2 多数回該当とは、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に、4回目から適用される限度額のことです。



高額療養費ってなに??

高額療養費とは、医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えたとき、その超えた分が国民健康保険から払い戻される費用のことです。

医療費が高額になるときは、医療機関で支払いをする前に、本庁税務住民課または総合支所住民課の窓口で「限度額適用(標準負担減額)認定証」の交付申請を行ってください。認定証を、病院で支払う際に提示することで、医療機関の窓口での支払額が限度額までになります。(ただし、保険料などの滞納がある場合は、発行できない場合があります。)なお、認定証を持たないまま支払いをされた場合は、領収書と印鑑を持参のうえ本庁税務住民課または総合支所住民課の窓口で高額療養費の支給申請をしてください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線752)